

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

真庭市は、岡山県北部で中国山地のほぼ中央に位置し、総面積は岡山県下で最も広い面積（約 828 km²）を有しており、市南部には商業地・工業地が形成され、北部には蒜山高原、湯原温泉郷をはじめとした観光資源や森林資源に恵まれ、豊かな風土を形成している。

近年、過疎・高齢化が進み、市の総人口は、2020 年 10 月に行われた国勢調査では 42,725 人であり、1990 年に 60,000 人を割り込んで以降、現在まで人口減少が続いている。今後、更なる人口減少により、2040 年には約 32,000 人（現在から約 25%の減少）になるものと推計されている。生産年齢人口（15～64 歳）も、総人口とともに減少が続き、2040 年には市全体の約 40%が 65 歳以上と推計されている。

令和 6 年 3 月 31 日時点での市内事業者数（真庭商工会調べ）は、大企業 14 社、中小企業 176 社、小規模企業 1,894 社の計 2,084 社である。市内総生産の増加に寄与している業種は、製造業、サービス業などが中心で、製造業のうち主なものは、製材・木製品、プラスチック製品、一般機械、電気機械、窯業・土石製品、繊維工業製品、金属製品等であり、これらの中でも、とりわけ製材・木製品の集積が際立っている。また、宿泊業や飲食店が含まれる対個人サービス、医療・保健・福祉、建設、農畜産業等が基幹産業であり、これらの産業においては粗付加価値の実額も大きく、真庭市において所得を生み出す産業となっている。

しかし、これらすべての産業において、現在、人口減少に伴う人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すれば、長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 40 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営の強化に

関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

真庭市の産業は、製造業、サービス業、農林水産業など多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

真庭市は、岡山県下で最大の面積を有し、地域の特性に応じた特色ある産業が広域に立地している。この地域において、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、真庭市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

真庭市の多様な産業において、広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の伸び率が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。